

令和4年度定期監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和4年10月1日

監査報告書に基づき措置を講じた事項

種類 令和4年度 定期監査（第1期）

期間 令和4年4月4日（月）～令和4年7月13日（水）

範囲 令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

まちづくり推進部

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
まちづくり推進部	平鹿ときめき交流センター「ゆっふる」	1 服務事務 年次有給休暇請求票の記載に不備がある。	1 指摘事項を訂正し、適正に事務処理した。再度の誤りを防ぐため、休暇取得時の指導、確認の徹底を図った。
	大森林業者等休養福祉施設さくら荘	1 財産管理 年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付になっていない。	1 関係書類の齟齬がないよう、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。